

定 例 教 育 委 員 会 次 第

令和5年4月25日（火曜日）
10時00分～

- 1 開 会
- 2 前回議事録の承認
- 3 教育長報告
教育長の臨時代理について
- 4 議事（公開）
付議第1号議案
佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則（案）について
(教育振興課)
- 5 事務局報告（公開）
 - (1) 令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会の設立について
(全国高校総体2024推進チーム)
 - (2) 令和5年度在外教育施設派遣等教員新規派遣について
(教職員課)
 - (3) 令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験について
(教職員課)
 - (4) 令和5年度佐賀県立高等学校・県立中学校入学者数について
(学校教育課)
 - (5) 令和6年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施日程について
(学校教育課)
 - (6) 令和6年度佐賀県立中学校入学者選抜実施日程について
(学校教育課)
 - (7) 令和4年度全国高等学校選抜大会等上位入賞者について
(保健体育課)

(8) 次回定例教育委員会について

令和5年5月30日(火)10時00分～

(教育総務課)

6 議事(非公開)

付議第2号議案

佐賀県いじめ問題対策委員会への諮問について

(生徒支援室)

7 事務局報告(非公開)

(1) 令和5年度佐賀県教科用図書選定審議会の委員及び諮問内容について

(学校教育課)

定例教育委員会議事録（案）

- 1 期 日 令和5年3月20日（月曜日）
2 場 所 教育委員会室
3 参集者 落合教育長、牟田委員、加藤委員、飯盛（清）委員、飯盛（裕）委員、荒木委員、大井手副教育長、井上副教育長、大橋危機管理・広報総括監、副島教育総務課長、井原教職員課長、原岡学校教育課長、松尾保健体育課長、川原教育センター所長、土肥教育総務課副課長、古賀教育総務課係長、久家教育総務課主査

4 会議次第 別紙のとおり

5 会議の経過

（1）開 会 10時00分

（2）前回議事録の承認

このことについて、落合教育長は会議に諮り、委員会は承認した。

（3）議事

【付第44号議案】

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、議案書により副島教育総務課長が次のとおり説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

（副島教育総務課長）

資料44-2をご覧ください。博物館法の一部改正に伴い、同法から引用している条項等のズレがあるため、規則を改正するものである。施行は令和5年4月1日としている。次ページ以降に新旧対照表を添付している。博物館の登録に関する業務については、法律の規定により教育委員会が行う業務とされているが、佐賀県において知事部局の文化観光局長に補助執行させる旨規定されており、文化課が所管している。ただし、規則は教育委員会規則として教育委員会で所管している。以上、ご審議をお願いしたい。

【付第45号議案】

個人情報保護制度の一元化に伴う関係規程の改正について

このことについて、議案書により副島教育総務課長が次のとおり説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

（副島教育総務課長）

資料45-2をご覧ください。佐賀県教育委員会が保有する個人情報の保護に関

する規則があり、個人情報保護制度の一元化に伴い、個人情報の保護に関する法律が一部改正され、佐賀県においてこれまでの条例が新たに佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例として施行される。これに伴い、実施機関である佐賀県教育委員会が保有する個人情報保護に関し必要な事項を定めるものである。施行は令和5年4月1日である。資料45-3には規則案を記載している。

また、資料45-4からは、佐賀県教育センターの管理に関する規則並びに佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則（案）であり、こちらも個人情報保護制度の一元化に伴う所要の改正を行うものである。施行は令和5年4月1日である。

資料45-7の教育庁専決規程についても、同じく個人情報保護制度の一元化に伴い、個人情報の情報開示の決定を行う際の根拠を佐賀県個人情報保護条例から佐賀県個人情報の保護に関する法律に改めるものである。施行は令和5年4月1日である。

以上、ご審議をお願いしたい。

【付第46号議案】

市町立学校学級編制基準（案）について

このことについて、議案書により井原教職員課長が次のとおり説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

（井原教職員課長）

資料46-2をご覧ください。いわゆる、義務標準法に規定されているとおり、都道府県の教育委員会は義務標準法で定められている学級編成の標準を基に定めるようになっている。

昨年からの変更点として、小学校の1学級の児童数の部分である。これまでは、現行の義務標準法の標準にあわせて、小学校第4学年までが35人、第5学年から第6学年までを40人を基準としていたが、第1学年から第5学年までを35人に引き下げ、第6学年を40人とする。義務標準法については、小学校の学級人数の上限を令和7年度までに段階的に35人に引き下げる改正法案が可決されている。令和5年度において、国の基準では、第4学年までの標準が35人となるが、佐賀県では、令和5年度から小学校第5学年において、1学級あたりの児童数が35人を超える対象校に対して独自に教員を加配して、35人学級を実現していくこととしている。以上、ご審議をお願いしたい。

【主な質問等】

（飯盛（清）委員）

具体的に、どれくらいの学級が該当するのか。

（井原教職員課長）

該当するのは22学級である。

【付第47号議案】

佐賀県立学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

このことについて、議案書により井原教職員課長が次のとおり説明し、委員会は協議の結果、議案のとおり決定した。

(井原教職員課長)

資料 47-2 をご覧いただきたい。役職定年の導入に伴い、いろいろな職を新たに設置することなどを決定してきた。その中で、佐賀県職員の定年に関する条例が改正され、役職定年が導入されることに伴い、令和 5 年度から佐賀県立高校に新しい職として特任指導教諭及び特任寄宿舎指導員を置くための所要の改正を行うものである。

資料 47-3 では具体的な説明をしており、施行は令和 5 年 4 月 1 日である。

【主な質問等】

(飯盛(清)委員)

令和 5 年度に新たに職を作るが、該当者はまだいないということか。

(井原教職員課長)

そのとおりである。

(4) 事務局報告

- ① 副島教育総務課長は、令和 5 年 2 月定例県議会における主な質問事項について、資料に基づき次のとおり報告した。

(副島教育総務課長)

資料 1-1 をご覧いただきたい。2 月定例県議会は、2 月 16 日から 3 月 10 日の 23 日間において行われ、教育関係議案については、すべて原案どおりで可決されている。教育委員会関係の主な質問については、代表質問が 2 問、また、一般質問では 7 問、文教厚生常任委員会で 3 問の質疑があった。主なものとしては、今後の佐賀県の教育について教育長の考えを問うもの、県立夜間中学、医療的ケア、ヤングケアラー等について質疑があった。

- ② 原岡学校教育課長は、令和 5 年度佐賀県立中学校入学者選抜実施状況について、資料に基づき次のとおり報告した。

(原岡学校教育課長)

資料 2-1 をご覧いただきたい。志願者数は 4 校合わせて計 1,145 名であった。志願倍率は 2.39 倍であった。これは昨年よりも 0.01 ポイント上回った。県外からの志願者は 9 名で、うち、県外から県内へ住所を移す転住者は 7 名、今回新たに設けた、県外の自宅から通学予定が 2 名だった。

実際には 1 月 14 日の本検査では 43 名の欠席、また、1 月 28 日に追検査で 2 名が欠席であり、実質的な受検者数は計 1,119 名で、受検倍率は 2.33 倍であった。

なお、合格発表については、本検査の分を 1 月 25 日に一次発表、追検査の分を 1 月 31 日に二次発表という形で行った。いずれの学校も 120 名ずつの募集定員ちょう

どの数で合格発表を行っているが、4校あわせて辞退者が20名出ている。それぞれ2月7日までに補充をし、現時点では4校とも120名ずつの新生が入学予定である。

県外からの志願状況について、志願者は26名いた。そのうち合格者は9名、その中から3名の辞退者が出たため、現時点では6名が県外から入学予定である。なお県外の自宅から通学する生徒が6名中4名である。

高等学校については、本日も再募集を実施していることから4月に報告する。

- ③ 原岡学校教育課長は、指定技能教育施設の内容変更・廃止について、資料に基づき次のとおり報告した。

(原岡学校教育課長)

まず指定技能教育施設とは、定時制もしくは通信制に通っている生徒が、技能教育施設いわゆる専修学校等において専門的な学びを行い、それを高校の卒業単位として認定するために、その学びをする専修学校を教育委員会が指定をする制度である。これは法令によってこの制度が位置づけられており、専修学校の方から教育委員会に対して、高校に準ずる学びを行う施設であることの申請を行い、教育委員会で承認を行う。事前に申請があった内容について変更等を行う場合は、教育委員会に提出していただき、県公報で公示することが法令で定められている。今回変更等があった技能教育施設の内容変更・廃止について報告する。

資料3-2をご覧ください。技能教育施設の名称は学校法人引地学園 専門学校モードリゲルであり、唐津にある服飾系の専門学校である。佐賀北高校の通信制と連携をしており、モードリゲルで学んだ被服系の学習内容を、佐賀北高校通信制が高校の単位として認定していく。学習指導要領改訂に伴い、科目の名称が変更になっている。新しい科目名で授業が行われることから公示を行う。

つづいて、学校法人星生学園の佐賀星生学園についてである。所在地が多布施から鍋島町に移転したことに伴い、所在地の移転について公示を行う。

最後に、学校法人九州国際学園の九州国際情報ビジネス専門学校についてである。こちらも佐賀北高校の通信制と技能連携を行っていたが、技能教育施設の廃止する申請があった。クラーク国際記念高等学校とも連携をしており、技能連携をしなくても、そこに通っている生徒が高校卒業の資格を得られるという体制であるため、技能連携を廃止する。以上3件について県公報に公示を行う。

【主な質問等】

(落合教育長)

県内にはこの3校以外にあるのか。

(原岡学校教育課長)

県内には3校のみである。

(加藤委員)

県立高校の通信制と専修学校が技能連携をしているのは全国でも珍しいと聞く。文部科学省からも視察に来られた。当時の佐賀北高校の通信制の理解があったんだと思う。

(原岡学校教育課長)

広域通信制が多く、県立の通信制との技能連携は珍しいケースである。

(飯盛(裕)委員)

技能連携は長く行われているのか。

(原岡学校教育課長)

昭和時代から行われている。

(加藤委員)

モードリゲルは歴史がある古い学校であり、その当時からであると思われる。

- ④ 池田生徒支援室長は、スクールロイヤー活用事業について、資料に基づき次のとおり報告した。

(池田生徒支援室長)

資料4-1をご覧ください。令和5年度の新規事業であるスクールロイヤーの活用事業について、目的としては学校が抱える諸課題の解決及びいじめの予防教育の推進に資することである。実施期間は令和5年4月1日からの1年間、佐賀県弁護士会と佐賀県教育委員会で協定を締結し、毎年度更新することとしている。協定の締結式を令和5年3月30日に予定をしている。対象は県立学校としている。また事業の内容は大きく2つあり、法的相談業務と、いじめ予防等に係る児童生徒対象の出前講座及び教職員研修としている。

法的相談業務については、学校の顧問弁護士・代理人ではなく、中立的な立場で法的な助言・指導をいただくこととしている。学校が様々な対応を行う中で、法的な確認をしたい場合にアドバイスを求めることを想定している。争いに繋がるような案件があった場合は、これまで通り知事部局の法律相談を活用する。

出前講座及び教職員研修については、当面の間はいじめ問題に関するものに限って行うこととする。また、学校からの申請は生徒支援室が、スクールロイヤーへの連絡は県弁護士会が窓口となり手続きを進める。現在こうした手続き等を定めた実施要項や協定書の最終確認を行っているところである。

【主な質問等】

(飯盛(裕)委員)

小学校は対象になるのか。

(池田生徒支援室長)

来年度は県立学校が対象である。

(荒木委員)

法律の専門家(スクールロイヤー)とは原則弁護士なのか。

(池田生徒支援室長)

そうである。

(飯盛(清)委員)

市町は同じような事業を行うのか。

(池田生徒支援室長)

現在、スクールロイヤーの事業を実施している市町もあると聞いているため、今後調整が必要になるかと考えている。今後については検討していく。

(加藤委員)

全ての県立学校に1名ずつ配置するのか。

(池田生徒支援室長)

相談があった際に、佐賀県弁護士会にお伝えし、スクールロイヤーを選定していただく。今のところは弁護士も一緒に学校に行く、また場合によっては電話やオンラインでの相談も想定している。

- ⑤ 松尾保健体育課長は、特別国民体育大会冬季大会の結果について、資料に基づき次のとおり報告した。

(松尾保健体育課長)

資料5-1をご覧ください。国民体育大会は冬から始まる。今年行われる鹿児島国体の皮切りとして、2月17日～20日まで岩手県の安比高原で行われ、少年男子2名、少年女子3名が参加した。結果として、残念ながら入賞できていないため競技得点は入っていないが、天皇杯・皇后杯は競技得点プラス参加得点で争うため、参加得点の10点を獲得している。

【主な質問等】

(落合教育長)

今年の鹿児島国体を特別国体と呼ぶのか。

(松尾保健体育課長)

第75回鹿児島国体はあくまでも中止となり、今回行われる国体は特別国体とし、第〇回国体というカウントはしないことになっている。

- ⑥ 川原教育センター所長は、佐賀県公立学校の校長及び教員としての資質の向上に関する指標について、資料に基づき次のとおり報告した。

(川原教育センター所長)

資料6-1をご覧ください。教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律が成立し、資料に示している指標の見直しを図ることになった。資料6-4からはそれぞれの職名に応じた指標を示している。今回見直しを図った部分は、教職に必要な素養の中に「ICTや情報・教育データの利活用」、「特別な配慮や支援を必要とする児童への対応」等を追加している。この指標については、平成29

年に佐賀県教育委員会で策定をしているが、今回改正が行われたことから、時代に合わせた素養等を入れるように通知もなされたため、12月に教育長をトップとする教員育成協議会を開き、そこでの意見を指標に反映した。

それぞれの職名において、指標を確認しながら、必要となる素養・資質・能力について研修を積んでいただく。現在、平成29年度版を県教育委員会のホームページに掲載しているが、この報告後には市町教育委員会や県立学校等への通知、県教育委員会のホームページへのアップロードを行う予定である。

【主な質問等】

(牟田委員)

この指標をどのように活用するのか。

(川原教育センター所長)

それぞれの先生に必要となるキャリア、資質・能力等があるが、具体的な内容が分かりづらいことから、例えば特別支援において身に付けた方がよい能力等を文言に表しているのがそれぞれの指標に記載されている内容である。

(飯盛(清)委員)

初任者の評価時などでも使用するのか。市町は同様のものを使用しているのか。

(川原教育センター所長)

この指標を参考にされることは想定される。市町教育長にも事前に共有済みである。市町教育長の意見も反映している。

(荒木委員)

若手、中堅、ベテランの違いについて、経験年数を基盤としながら、年数では測れないと記載があるが、どういうことか。

(川原教育センター所長)

法定で決まっている中堅教諭等研修があり、これはキャリア10年を経て受けることになっており、その辺りから中堅というくくりになってくるが、育休等の取得によりはっきりと10年という区切りでないこともある。その後40～50歳になればベテランとなるが、はっきりと年数では分けていない。

(落合教育長)

年数に、講師の年数はカウントされないのか。

(川原教育センター所長)

講師の年数はカウントされない。

⑦ 副島教育総務課長は、次回定例教育委員会について、次のとおり報告した。

(副島教育総務課長)

次回定例教育委員会は、4月25日(火曜日)10時00分から開催する予定としている。委員の出席をお願いしたい。

(5) 事務局報告

教育長は非公開を宣言した。

- ① 井原教職員課長は、令和5年度スーパーティーチャーの認証について、資料に基づき報告した。

- ② 井原教職員課長は、教職員人事異動の概要について、資料に基づき報告した。

(6) 閉 会 10時40分

令和5年4月定例教育委員会資料

(令和5年4月25日)

教育長報告

佐賀県教育委員会

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由

令和5年4月1日付けで、教育庁組織の機構改革を行うため。

改正内容

○【佐賀県教育庁組織規則の一部改正】

- 1 教育委員会事務局に、総体2024総括監、リーダー及び指導主幹等の職を置き、全国高等学校総合体育大会（総体2024）の開催等に関する事務を処理することとした。（第8条、第9条、第14条の2及び第16条の2関係）
- 2 教育委員会事務局に、推進監、情報主幹及び指導主幹等の職を置き、教育DXに関する施策の企画及び調整並びに情報セキュリティ等に関する事務を処理することとした。（第9条、第14条の3及び第16条の3関係）
- 3 教育庁を教育委員会事務局に改めることとした。
（題名、第1条、第2条、第4条、第6条～第8条及び第18条関係）
- 4 教育庁危機管理・広報総括監の職名を教育危機管理・広報総括監に改めることとした。（第8条関係）
- 5 教育振興課の企画主幹及び企画主査の職を削ることとした。（第14条及び第16条関係）
- 6 課及び室並びに課長及び室長の事務分掌を整理することとした。（第3条、第5条及び第10条関係）

○【佐賀県教育財産管理規則の一部改正】

- 1 課長と室長の権限を同等のものとし、事務の効率化を図るための所要の改正を行うこととした。
- その他所要の改正を行うこととした。
 - 令和5年4月1日から施行
 - 所要の経過措置を置くこととした。

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

佐賀県教育委員会規則第3号

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則

(佐賀県教育庁組織規則の一部改正)

第1条 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																		
<p style="text-align: center;"><u>佐賀県教育庁組織規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県教育庁</u>の組織及び事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(分課)</p> <p>第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。 教育総務課～保健体育課</p> <p>2 教育事務所を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 40%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県教育庁東部教育事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐賀県教育庁西部教育事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 佐賀県教育庁西部教育事務所の支所として、<u>佐賀県教育庁西部</u>教育事務所北部支所を唐津市に置く。 (課の分掌事務)</p>	名称	位置	管轄区域	佐賀県教育庁東部教育事務所	略		佐賀県教育庁西部教育事務所	略		<p style="text-align: center;"><u>佐賀県教育委員会事務局組織規則</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、<u>佐賀県教育委員会事務局</u>（以下「事務局」という。）の組織及び事務分掌を定めることを目的とする。</p> <p>(分課)</p> <p>第2条 事務局の本庁に次の課を置く。 教育総務課～保健体育課</p> <p>2 教育事務所を次のとおり置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">名称</th> <th style="width: 30%;">位置</th> <th style="width: 40%;">管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県教育委員会事務局東部教育事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>佐賀県教育委員会事務局西部教育事務所</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 佐賀県教育委員会事務局西部教育事務所北部支所として、<u>佐賀県教育委員会事務局西部</u>支所を唐津市に置く。 (課の分掌事務)</p>	名称	位置	管轄区域	佐賀県教育委員会事務局東部教育事務所	略		佐賀県教育委員会事務局西部教育事務所	略	
名称	位置	管轄区域																	
佐賀県教育庁東部教育事務所	略																		
佐賀県教育庁西部教育事務所	略																		
名称	位置	管轄区域																	
佐賀県教育委員会事務局東部教育事務所	略																		
佐賀県教育委員会事務局西部教育事務所	略																		

改正前	改正後
<p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 危機管理に関すること（<u>教育庁危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(10) 広報に関すること（<u>教育庁危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(11)～(18) 略</p> <p>(19) <u>教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>(20) <u>教育庁及び教育機関の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>教育振興課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6)～(11) 略</p> <p>(12) <u>教育の情報化に関する施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(13) <u>教育の情報化の支援に関すること。</u></p> <p>(14) <u>教育の情報化に関する教職員の人材育成に関すること。</u></p> <p>(15) <u>教育情報システムの整備及び管理に関すること。</u></p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p>	<p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 危機管理に関すること（<u>教育危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(10) 広報に関すること（<u>教育危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。</u>）。</p> <p>(11)～(18) 略</p> <p>教育振興課</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>教職員課 略</p> <p>学校教育課</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>児童生徒の学力向上に関すること。</u></p> <p>(7)～(12) 略</p> <p>保健体育課</p> <p>(1) 略</p>

改正前	改正後
<p>(2) <u>全国高等学校総合体育大会</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3)～(6) 略 (主管課)</p> <p>第4条 <u>教育庁</u>及び<u>教育機関</u>（<u>学校</u>を除く。以下この条において同じ。）の総括的<u>事務</u>並びに<u>教育庁</u>各課の<u>事務</u>の<u>連絡</u>及び<u>調整</u>に関する<u>事務</u>を行わせるため、<u>教育総務課</u>を<u>主管課</u>と定める。</p> <p>2 前条に定めるもののほか、<u>主管課</u>は、次の<u>事務</u>をつかさどる。</p> <p>(1) <u>教育庁</u>各課の<u>施策</u>の<u>総合調整</u>に関する<u>こと</u></p> <p>(2) <u>教育庁</u>及び<u>教育機関</u>への<u>指導</u>及び<u>助言</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>教育庁</u>及び<u>教育機関</u>の<u>組織</u>、<u>定数</u>及び<u>職員</u>の<u>任免</u>その<u>他人</u>事に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4)・(5) 略 (室)</p> <p>第5条 <u>教育振興課</u>に<u>特別支援教育室</u>を、<u>学校教育課</u>に<u>プロジェクト推進室</u>、<u>生徒支援室</u>及び<u>人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 室の<u>分掌事務</u>は、<u>課長</u>が定める。</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 <u>教育庁</u>に<u>理事</u>を置くことができる。</p>	<p>(2)～(5) 略 (主管課)</p> <p>第4条 <u>事務局</u>及び<u>教育機関</u>（<u>学校</u>を除く。以下この条において同じ。）の総括的<u>事務</u>並びに<u>事務局</u>各課の<u>事務</u>の<u>連絡</u>及び<u>調整</u>に関する<u>事務</u>を行わせるため、<u>教育総務課</u>を<u>主管課</u>と定める。</p> <p>2 前条に定めるもののほか、<u>主管課</u>は、次の<u>事務</u>をつかさどる。</p> <p>(1) <u>事務局</u>各課の<u>施策</u>の<u>総合調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>事務局</u>及び<u>教育機関</u>への<u>指導</u>及び<u>助言</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>事務局</u>及び<u>教育機関</u>の<u>組織</u>、<u>定数</u>及び<u>職員</u>の<u>任免</u>その<u>他人</u>事に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4)・(5) 略 (室)</p> <p>第5条 <u>教育振興課</u>に<u>特別支援教育室</u>を、<u>学校教育課</u>に<u>生徒支援室</u>及び<u>人権・同和教育室</u>を置く。</p> <p>2 室の<u>分掌事務</u>は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>(1) <u>特別支援教育室</u> <u>特別支援教育</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>生徒支援室</u> ア <u>生徒指導</u>に関する<u>こと</u>。 イ <u>学校安全</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>人権・同和教育室</u> <u>人権・同和教育</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(職制)</p> <p>第6条 <u>事務局</u>に<u>理事</u>を置くことができる。</p>

改正前	改正後
2 略	2 略
第7条 教育庁に副教育長を置く。	第7条 事務局に副教育長を置く。
2 略	2 略
第8条 教育庁に教育庁危機管理・広報総括監を置くことができる。	第8条 事務局に教育危機管理・広報総括監及び総体2024総括監を置くことができる。
2 教育庁危機管理・広報総括監は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。	2 教育危機管理・広報総括監は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。
3 総体2024総括監は、上司の命を受けて、全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務を掌理する。	3 総体2024総括監は、上司の命を受けて、全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携並びにSAGA部活の推進に関する事務を掌理する。
第9条 略	第9条 略
2 略	2 事務局に推進監及びリーダーを置くことができる。
3 略	3 略
4 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務をつかさどり、第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者の職務について指揮監督する。	4 推進監は、上司の命を受け、教育DXに関する事務をつかさどり、第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者の職務について指揮監督する。
5 リーダーは、上司の命を受け、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務をつかさどり、第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者の職務について指揮監督する。	5 リーダーは、上司の命を受け、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に関する事務をつかさどり、第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者の職務について指揮監督する。
3 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する課長が、その職務を代行する。	6 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する課長、推進監又はリーダーが、その職務を代行する。
第10条 略	第10条 略
2 室長は、上司の命を受け、その室の分掌事務を掌理する。	2 室長は、上司の命を受け、その室務をつかさどり、その職員の

改正前	改正後																								
<p>第13条 略</p> <p>2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>課長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="738 1126 1090 2051"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報主幹</td> <td>教育総務課</td> <td>教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進に関する調査及び企画事務</td> </tr> <tr> <td>企画主幹</td> <td>教育振興課</td> <td>県立高校の振興に関する企画事務</td> </tr> <tr> <td>人事主幹</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 学校教育課 学校教育課 プロジェクト E推進室 学校教育課 生徒支援室</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進に関する調査及び企画事務	企画主幹	教育振興課	県立高校の振興に関する企画事務	人事主幹	略		指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 プロジェクト E推進室 学校教育課 生徒支援室	略	<p><u>服務</u>について指揮監督する。</p> <p>3 教育長、副教育長ともに不在のときは、当該事務を担当する室長が、その職務を代行する。</p> <p>第13条 略</p> <p>2 副室長は、室長を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>室長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" data-bbox="738 199 1090 2051"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人事主幹</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>指導主幹</td> <td>教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	職	課又は室	職務	人事主幹	略		指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室	略
職	課又は室	職務																							
情報主幹	教育総務課	教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育庁及び教育機関の情報化の推進に関する調査及び企画事務																							
企画主幹	教育振興課	県立高校の振興に関する企画事務																							
人事主幹	略																								
指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 プロジェクト E推進室 学校教育課 生徒支援室	略																							
職	課又は室	職務																							
人事主幹	略																								
指導主幹	教育振興課 学校教育課 学校教育課 生徒支援室	略																							

改正前		改正後									
	保健体育課		保健体育課								
<p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画主査</td> <td>教育振興課</td> <td>県立学校の振興に関する企画事務</td> </tr> <tr> <td>管理主事</td> <td>教職員課</td> <td>人事に関する調査等事務</td> </tr> </tbody> </table>	職	課	職務	企画主査	教育振興課	県立学校の振興に関する企画事務	管理主事	教職員課	人事に関する調査等事務		<p>第14条の2 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリダーを補佐するため、指導主幹を置く。</p> <p>2 指導主幹は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部活の推進に係る指導主事の仕事に関する調査及び企画事務を処理する。</p> <p>第14条の3 第6条から前条までに定めるもののほか、事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、情報主幹及び指導主幹を置く。</p> <p>2 情報主幹は、上司の命を受けて、事務局及び教育機関の情報セキュリティに関する調査及び企画事務並びに教育DXの推進に関する調査及び企画事務を処理する。</p> <p>3 指導主幹は、上司の命を受けて、教育DXに係る指導主事の仕事に関する調査及び企画事務を処理する。</p> <p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、管理主事を教職員課に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、人事に関する調査等事務を処理する。</p> <p>第16条の2 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、事務局に、副教育長、総体2024総括監及びリダーを補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、総体2024の開催、SAGA2024との連携及びSAGA部</p>
職	課	職務									
企画主査	教育振興課	県立学校の振興に関する企画事務									
管理主事	教職員課	人事に関する調査等事務									

改正前	改正後
<p>第18条 第9条、第11条、第12条及び第15条に定める者のほか、<u>教育庁に課長、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</u></p> <p>(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)</p> <p>第2条 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>活の推進に関する事務の一部を処理する。</p> <p>第16条の3 第11条、第12条及び第15条に定めるもののほか、<u>事務局に、副教育長、教育危機管理・広報総括監及び推進監を補佐するため、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</u></p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、次に掲げる事務の一部を処理する。</p> <p>(1) <u>教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育DXの推進及び支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>第18条 第9条、第11条、第12条、<u>第15条、第16条の2及び第16条の3に定めるもののほか、事務局に課長、参事、技術監、副課長及び係長を置くことができる。</u></p>
<p>(議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育庁の理事、副教育長、<u>教育庁危機管理・広報総括監、課長及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）</u>その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員 の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員 の任免に関すること</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育委員会事務局の理事、副教育長、<u>教育危機管理・広報総括監、総体2024総括監、課長、推進監、リーダー及び教育事務所長並びに学校（市町立学校を含む。）</u>その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員 の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員 の任免に関すること</p>

改正前	改正後
<p>(9)～(14) 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>教育庁及び教育委員会</u>の所管に属する学校（市町立学校を含む。）<u>その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項（前項第7号から第9号までに掲げる事項を除く。）を、</u>教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより<u>教育長の補助機関に専決させるものとする。</u></p> <p>3・4 略</p>	<p>ること</p> <p>(9)～(14) 略</p> <p>2 教育委員会は、<u>教育委員会事務局及び教育委員会</u>の所管に属する学校（市町立学校を含む。）<u>その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項（前項第7号から第9号までに掲げる事項を除く。）を、</u>教育長に専決させ、又は教育長が定めるところにより<u>教育長の補助機関に専決させるものとする。</u></p> <p>3・4 略</p>

(佐賀県教育財産管理規則の一部改正)

第3条 佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所管換 教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 所管換 <u>教育委員会事務局の課及び室、佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第9条第2項に規定する推進監並びに当該推進監が指揮監督する組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織、組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに当該リーダーが指揮監督する組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織（次号において「課等」という。）並びに教育機関の間において教育財産の所管を移すことをいう。</u></p>

改正前	改正後																																	
<p>(4) 課等の長 <u>教育委員会事務局の課及び教育機関</u>（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する）の長をいう。（準用）</p> <p>第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）並びに第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>(4) 課等の長 <u>課等及び教育機関</u>（佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第2条第7号に規定する）の長をいう。（準用）</p> <p>第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）第34条から第40条まで並びに附則第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる同規則の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第40条</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第40条	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th>規定</th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第40条</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>附則第3項</td> <td>室（組織規則第19条第1項及び<u>教育組織規則第5条第1項に規定する室をいう。以下この項及び次項において同じ。</u>）及び当該室が属する課等</td> <td>室及び当該室が属する課</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第17条及び第18条</td> <td>第3条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第17条及び第18条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>財産</td> <td>教育財産</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該財産</td> <td>当該教育財産</td> </tr> <tr> <td>附則第</td> <td>第33条又は第34条</td> <td>第3条において</td> </tr> </tbody> </table>	規定	読み替えられる字句	読み替える字句	略			第40条	略		附則第3項	室（組織規則第19条第1項及び <u>教育組織規則第5条第1項に規定する室をいう。以下この項及び次項において同じ。</u> ）及び当該室が属する課等	室及び当該室が属する課		第17条及び第18条	第3条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第17条及び第18条		財産	教育財産		当該財産	当該教育財産	附則第	第33条又は第34条	第3条において
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
略																																		
第40条	略																																	
規定	読み替えられる字句	読み替える字句																																
略																																		
第40条	略																																	
附則第3項	室（組織規則第19条第1項及び <u>教育組織規則第5条第1項に規定する室をいう。以下この項及び次項において同じ。</u> ）及び当該室が属する課等	室及び当該室が属する課																																
	第17条及び第18条	第3条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第17条及び第18条																																
	財産	教育財産																																
	当該財産	当該教育財産																																
附則第	第33条又は第34条	第3条において																																

改正前	改正後
	<p>4項</p> <p>読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第 33 条又は第 34 条</p> <p>当該室が属する課等の長</p> <p>第 40 条</p> <p>第 3 条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則第 40 条</p>

(佐賀県公立学校職員等表彰規則の一部改正)

第 4 条 佐賀県公立学校職員等表彰規則（平成 2 年佐賀県教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「公立学校職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県教育委員会の任命に係る公立学校、県教育庁、県の教育機関（県立学校を除く。以下同じ。）及びその他の機関の職員</p> <p>(2)・(3) 略 (具申)</p> <p>第 4 条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この規則において「公立学校職員等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 県教育委員会の任命に係る公立学校、県教育委員会事務局、県の教育機関（県立学校を除く。以下同じ。）及びその他の機関の職員</p> <p>(2)・(3) 略 (具申)</p> <p>第 4 条 次に掲げるものは、所属の職員又はその所管に属する学校が前条各号のいずれかに該当すると認められるときは、県教育長に具申することができる。</p>

改正前	改正後
(1)・(2) 略 (3) <u>県教育庁</u> の本庁の課長及び教育事務所長 (4)・(5) 略 2 略	(1)・(2) 略 (3) <u>県教育委員会事務局</u> の本庁の課長、 <u>推進監</u> 、 <u>リーダー</u> 、 <u>室長</u> 及び <u>教育事務所長</u> (4)・(5) 略 2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の佐賀県教育財産管理規則（以下「旧教育財産管理規則」という。）の規定により課の長が管理していた教育財産（旧教育財産管理規則第2条第2号に規定する教育財産をいう。以下同じ。）のうち、第1条の規定による改正後の佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）第5条第2項に規定する室の分掌事務に係る教育財産については、第3条の規定による改正後の佐賀県教育財産管理規則第3条において読み替えて準用する佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第17条又は第18条の規定による所管換がなされたものとみなし、この規則の施行の日以後は当該室の分掌事務を所掌する室の長が管理するものとする。

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令の概要

教育委員会事務局 教育総務課

改正の理由

佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴い、関係訓令の規定を整備する必要があるため。

改正内容

- 1 以下の訓令において、総体2024総括監、推進監及びリーダーの職に関する規定の追加、教育庁から教育委員会事務局への呼称の変更並びに課長及び室長の専決事項の整理等を行う。
 - (1) 佐賀県教育委員会公印規程
 - (2) 佐賀県教育庁等職員安全管理規程
 - (3) 教育庁専決規程
 - (4) 佐賀県教育委員会電子署名規程
- 2 令和5年4月1日から施行

佐賀県教育委員会訓令第1号

本 庁
教育事務所
教育機関


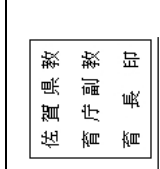

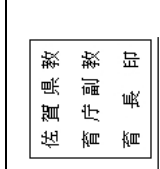

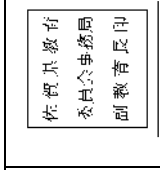

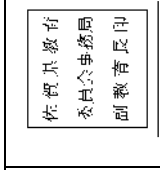

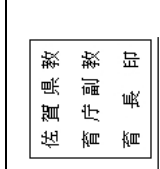

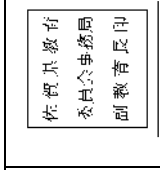
佐賀県教育庁組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。
令和5年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二
(佐賀県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 佐賀県教育委員会公印規程（昭和63年佐賀県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(公印の種類)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p><u>第1条の2</u> この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 <u>佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する課、組織規則第9条第2項に規定する推進監並びに組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</u></p> <p>(2) 課長 <u>組織規則第2条第1項に規定する課の長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監及びリーダーをいう。</u></p> <p>(公印の種類)</p>

改正前	改正後
<p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育庁印</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>教育庁危機管理・広報総括監印</u></p> <p><u>(7)～(16)</u> 略</p> <p>2 略 (専用公印)</p> <p>第2条の2 課、教育事務所、教育事務所支所及び<u>教育機関</u>において、事務を処理するために特に必要がある場合は、専用の公印（以下「専用公印」という。）を置くことができる。</p> <p>2 専用公印には、課名、教育事務所名、教育事務所支所名及び<u>教育機関名</u>を表示する字句を刻示するものとする。ただし、特に必要があるときは課名、教育事務所名、教育事務所支所名及び<u>教育機関名</u>に代えて用途等を刻示することができる。</p> <p>(教育総務課長の職務)</p> <p>第4条 教育総務課長は、本庁各課、各教育事務所、<u>教育事務所支所及び各教育機関</u>（以下「本庁各課等」という。）における公印に関する事務を総括する。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第5条 本庁各課等に公印取扱主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 公印取扱主任は、<u>佐賀県教育庁文書管理規則</u>（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）第2条においてその例によることとされる佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）第6条に</p>	<p>第2条 公印の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育委員会事務局印</u></p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) <u>教育危機管理・広報総括監印</u></p> <p>(7) <u>総体2024総括監印</u></p> <p><u>(8)～(17)</u> 略</p> <p>2 略 (専用公印)</p> <p>第2条の2 <u>課及び室</u>、教育事務所、教育事務所支所並びに<u>教育機関</u>において、事務を処理するために特に必要がある場合は、専用の公印（以下「専用公印」という。）を置くことができる。</p> <p>2 専用公印には、課名、<u>室名</u>、教育事務所名、<u>教育事務所支所名</u>及び<u>教育機関名</u>を表示する字句を刻示するものとする。ただし、特に必要があるときは課名、<u>室名</u>、<u>教育事務所名</u>、<u>教育事務所支所名</u>及び<u>教育機関名</u>に代えて用途等を刻示することができる。</p> <p>(教育総務課長の職務)</p> <p>第4条 教育総務課長は、本庁各課及び<u>室</u>、各教育事務所、<u>教育事務所支所並びに各教育機関</u>（以下「本庁各課等」という。）における公印に関する事務を総括する。</p> <p>(公印取扱主任)</p> <p>第5条 本庁各課等（<u>室を除く。</u>）に公印取扱主任を置く。</p> <p>2 略</p> <p>3 公印取扱主任は、<u>佐賀県教育委員会事務局文書管理規則</u>（昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号）第2条においてその例によることとされる佐賀県文書管理規程（昭和55年佐賀県訓令甲第1号）</p>

改正前	改正後																																								
<p>規定する文書主任をもって充てる。 (公印の使用)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 公印取扱主任は、公印の使用を承認するに当たって次の事項を承認しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県教育庁文書管理規則第2条においてその例によることとされる佐賀県文書管理規程第34条第1項に掲げる文書への有無</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="790 1120 1316 2049"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ひな型</th> <th>寸法(方ミリメートル)</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育庁印</td> <td></td> <td>38</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副教育長印</td> <td></td> <td>22</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	略				教育庁印		38	"	略				副教育長印		22	"	<p>第6条に規定する文書主任をもって充てる。 (公印の使用)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 公印取扱主任は、公印の使用を承認するに当たって次の事項を承認しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県教育委員会事務局文書管理規則第2条においてその例によることとされる佐賀県文書管理規程第34条第1項に掲げる文書への該当の有無</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <table border="1" data-bbox="790 190 1316 1120"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>ひな型</th> <th>寸法(方ミリメートル)</th> <th>公印管守者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局印</td> <td></td> <td>38</td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>副教育長印</td> <td></td> <td>22</td> <td>"</td> </tr> </tbody> </table>	種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者	略				教育委員会事務局印		38	"	略				副教育長印		22	"
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者																																						
略																																									
教育庁印		38	"																																						
略																																									
副教育長印		22	"																																						
種類	ひな型	寸法(方ミリメートル)	公印管守者																																						
略																																									
教育委員会事務局印		38	"																																						
略																																									
副教育長印		22	"																																						

改正前		改正後	
<p>佐賀県教育庁 危機管理広 報総括監印</p>	22	<p>佐賀県教育 委員会事務局 広報総括監印</p>	22
<p>教育庁危機管 理・広報総括 監印</p>	22	<p>佐賀県教育 委員会事務局 総括監印</p>	22
<p>教育庁危機管 理・広報総括 監印</p>	24	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇課印</p>	24
<p>課印</p>	24	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇課印</p>	24
<p>課印</p>	21	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇課長印</p>	21
<p>課長印</p>	21	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇課長印</p>	21
<p>室印</p>	24	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇室印</p>	24
<p>室印</p>	24	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇室印</p>	24
<p>室印</p>	21	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇室長印</p>	21
<p>室長印</p>	21	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇室長印</p>	21
<p>室長印</p>	21	<p>佐賀県教育 委員会事務局 〇〇室長印</p>	21

改正前		改正後	
教育事務所印	21 佐賀県教育委員会教育事務所印	教育事務所印	24 佐賀県教育委員会教育事務所印
各教育事務所長	21	各教育事務所長	24
教育事務所印	18 佐賀県教育委員会教育事務所印	教育事務所印	21 佐賀県教育委員会教育事務所印
各教育事務所長	18	各教育事務所長	21
教育事務所支所印	21 佐賀県教育委員会教育事務所支所印	教育事務所支所印	24 佐賀県教育委員会教育事務所支所印
教育事務所支所長	21	教育事務所支所長	24
教育事務所支所印	18 佐賀県教育委員会教育事務所支所印	教育事務所支所印	21 佐賀県教育委員会教育事務所支所印
各教育事務所長	18	各教育事務所長	21
略	略	略	略
一般専用公印	それぞれの種類の寸法 佐賀県教育事務所支所印	一般専用公印	それぞれの種類の寸法 佐賀県教育事務所支所印
略	略	略	略
一般専用公印	それぞれの種類の寸法 佐賀県教育事務所支所印	一般専用公印	それぞれの種類の寸法 佐賀県教育事務所支所印
略	略	略	略
略	第2条の2に規定する課、教育事務所、教育事務所支所又は教育機関の長	略	第2条の2に規定する課若しくは室、教育事務所、教育事務所支所又は教育機関の長

(佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程（平成6年佐賀県教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県教育庁等職員安全衛生管理規程 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 教育長並びに教育庁及び教育機関（学校を号において同じ。）に勤務する職員をいう。</p> <p>(2) 本庁 佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育庁の本庁をいう。</p> <p>(3) 課 組織規則第2条第1項に掲げる課をいう。</p> <p>(4)・(5) 略 (所属長の責務)</p> <p>第3条 所属長は、職場における職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 職員は、所属長その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。 (産業医)</p>	<p>佐賀県教育委員会事務局等職員安全衛生管理規程 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 教育長並びに教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。第5号において同じ。）に勤務する職員をいう。</p> <p>(2) 本庁 佐賀県教育委員会事務局組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。）第2条第1項に規定する教育委員会事務局の本庁をいう。</p> <p>(3) 課 組織規則第2条第1項に掲げる課、組織規則第9条第2項に規定する推進並びに組織規則第14条の3第1項及び第16条の3第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織並びに組織規則第9条第2項に規定するリーダー並びに組織規則第14条の2第1項及び第16条の2第1項の規定により置かれた職にある者からなる組織をいう。</p> <p>(4) 室 組織規則第5条第1項に掲げる室をいう。</p> <p>(5)・(6) 略 (課等の長の責務)</p> <p>第3条 課、室及び教育機関等（以下「課等」という。）の長は、職場における職員の安全及び健康の確保と快適な作業環境の形成を促進するよう努めなければならない。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第4条 職員は、課等の長その他職員の安全及び衛生に携わる者が講ずる職員のための安全及び衛生に関する措置に従わなければならない。 (産業医)</p>

改正前	改正後
<p>第10条 略 2～4 略</p> <p>5 産業医の職務に付随する庶務は、本庁にあっては<u>教育庁教職員課</u>、教育機関等にあっては当該教育機関等において処理するものとする。 (連絡協議会)</p> <p>第15条 <u>教育庁等職員安全衛生管理体制の整備及び活動の活性化</u>を促進するため、<u>教育委員会に教育庁等職員安全衛生管理連絡協議会</u>を置く。 (<u>教育庁専決規程の一部改正</u>)</p> <p>第3条 <u>教育庁専決規程</u>（平成7年佐賀県教育委員会訓令第2号）の<u>次</u>の表に掲げる規定の改正部分は、<u>下線の部分</u>である。</p>	<p>第10条 略 2～4 略</p> <p>5 産業医の職務に付随する庶務は、本庁にあっては<u>教育委員会事務局教職員課</u>、教育機関等にあっては当該教育機関等において処理するものとする。 (<u>連絡協議会</u>)</p> <p>第15条 <u>教育委員会事務局等職員安全衛生管理体制の整備及び活動の活性化</u>を促進するため、<u>教育委員会に教育委員会事務局等職員安全衛生管理連絡協議会</u>を置く。</p>
<p>第3条 <u>教育庁専決規程</u>（平成7年佐賀県教育委員会訓令第2号）の<u>次</u>の表に掲げる規定の改正部分は、<u>下線の部分</u>である。</p>	<p>第3条 <u>教育庁専決規程</u>（平成7年佐賀県教育委員会訓令第2号）の<u>次</u>の表に掲げる規定の改正部分は、<u>下線の部分</u>である。</p>
<p>教育庁専決規程 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 副教育長 <u>佐賀県教育庁組織規則</u>（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「<u>組織規則</u>」という。）第7条に規定する副教育長をいう。</p> <p>(4) <u>教育庁危機管理・広報総括監</u> <u>組織規則第8条</u>に規定する<u>教育庁危機管理・広報総括監</u>をいう。</p> <p>(5) 課長 <u>組織規則第2条第1項</u>に規定する課の課長をいう。</p>	<p>教育委員会事務局専決規程 (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 副教育長 <u>佐賀県教育委員会事務局組織規則</u>（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「<u>組織規則</u>」という。）第7条に規定する副教育長をいう。</p> <p>(4) <u>教育危機管理・広報総括監</u> <u>組織規則第8条第1項</u>に規定する<u>教育危機管理・広報総括監</u>をいう。</p> <p>(5) <u>総体2024総括監</u> <u>組織規則第8条第1項</u>に規定する<u>総体2024総括監</u>をいう。</p> <p>(6) 課長 <u>組織規則第2条第1項</u>に規定する課の課長並びに組</p>

改正前	改正後
<p>(6) 副課長 組織規則第2条第1項に規定する課の副課長をいう。</p> <p>(7) 係長 組織規則第15条第1項に規定する係長をいう。</p> <p>(8) 職員 教育長並びに教育庁及び教育機関（学校を除く。）に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。</p> <p>(9) 略 （教育庁危機管理・広報総括監専決事項）</p> <p>第4条 教育庁危機管理・広報総括監は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>組織規則第9条第2項に規定する推進監（以下「推進監」という。）及びリーダー（以下「リーダー」という。）をいう。</p> <p>(7) 室長 組織規則第5条第1項に規定する室の室長をいう。</p> <p>(8) 副課長 組織規則第2条第1項に規定する課の副課長並びに組織規則第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条の規定により置かれた副課長をいう。</p> <p>(9) 副室長 組織規則第5条第1項に規定する室の副室長をいう。</p> <p>(10) 係長 組織規則第15条第1項に規定する係長並びに組織規則第16条の2第1項、第16条の3第1項及び第18条の規定により置かれた係長をいう。</p> <p>(11) 職員 教育長並びに教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関（学校を除く。）に勤務する一般職に属する地方公務員をいう。</p> <p>(12) 略 （教育危機管理・広報総括監専決事項）</p> <p>第4条 教育危機管理・広報総括監は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略 （総体2024総括監専決事項）</p> <p>第4条の2 総体2024総括監は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 全国高等学校総合体育大会（以下「総体2024」という。）の開催に関すること。</p> <p>(2) 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）との連携に関すること。</p>

改正前	改正後
<p>(各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長及び教育事務所長は、次に掲げるものを専決すること ができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 教育財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>(12) 略</p> <p>(教育総務課長専決事項)</p>	<p>(3) SAGA部活の推進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、教育長の権限に属する事務のうち教育長が定めるものの処理に関すること。 (各課長等共通専決事項)</p> <p>第5条 課長、室長及び教育事務所長は、次に掲げるもの(室長にあつては第8号に掲げるものを除く。)を専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>2 課長及び室長は、次に掲げるもの(室長にあつては第10号に掲げるものを除く。)を専決することができる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 略 (推進監専決事項)</p> <p>第5条の2 推進監は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 教育DXに関する施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 教育DXの推進及び支援に関すること。</p> <p>(3) 教育DXに関する教職員の人材育成に関すること。</p> <p>(4) 教育情報システムネットワーク等インフラの整備及び管理に関すること。</p> <p>(5) 事務局及び教育機関の情報セキュリティに関すること。 (リーダー専決事項)</p> <p>第5条の3 リーダーは、総体2024総括監が専決することができる事務のうち、総体2024総括監が定めるものを専決することができる。</p> <p>(教育総務課長専決事項)</p>

改正前	改正後
<p>第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>教育庁各課及び各教育事務所並びに各教育機関（学校を除く。）に時間外勤務手当等を配分すること。</u></p> <p>(17) <u>教育庁等における講師、調査員、参考人、証人等の旅費の職務級を決定すること（所属の長が決定することのできるものを除く。）。</u></p> <p>(18)～(22) 略</p> <p>(23) <u>高木瀬職員宿舎の維持管理に関すること。</u></p> <p>(24)～(32) 略</p> <p>(33) <u>教育庁及び教育機関の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>(34) <u>教育庁及び教育機関の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>（教育振興課長専決事項）</p> <p>第7条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>特別支援教育に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(5) 略</p> <p>（教職員課長専決事項）</p> <p>第8条 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) <u>教育庁及び教育機関（学校を除く。）（以下「教育庁等」という。）及び県立学校の非常勤の職員並びに市町立学校の県採用の非常勤の職員の公務災害及び通勤災害の認定及び補償に関すること。</u></p>	<p>第6条 教育総務課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>事務局各課及び各教育事務所並びに各教育機関（学校を除く。）に時間外勤務手当等を配分すること。</u></p> <p>(17) <u>事務局及び教育機関（学校を除く。）（以下「事務局等」という。）における講師、調査員、参考人、証人等の旅費の職務級を決定すること（所属の長が決定することのできるものを除く。）。</u></p> <p>(18)～(22) 略</p> <p>(23)～(31) 略</p> <p>（教育振興課長専決事項）</p> <p>第7条 教育振興課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>（教職員課長専決事項）</p> <p>第8条 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(22) 略</p> <p>(23) <u>事務局等及び県立学校の非常勤の職員並びに市町立学校の県採用の非常勤の職員の公務災害及び通勤災害の認定及び補償に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(24) <u>教育庁等及び県立学校の福利厚生計画を作成すること。</u></p> <p>(25) <u>教育庁等及び県立学校の福利厚生事業の実施及び運営に関すること。</u></p> <p>(26)・(27) 略</p> <p>(28) <u>教育庁等及び県立学校の衛生管理委員会に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(29) 略</p> <p>(学校教育課長専決事項)</p> <p>第9条 <u>学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</u></p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13)～(16) 略</p> <p>(17) <u>教育の情報化に関する施策の企画及び調整に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(18) <u>教育の情報化の支援に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(19) <u>教育の情報化に関する教職員の人材育成に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(20) <u>教育情報システムの整備及び管理に関すること。</u></p> <p>(21) <u>学校安全に関する指導、助言、報告及び研修会、講習会等の実施に関すること。</u></p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 略</p>	<p>(24) <u>事務局等及び県立学校の福利厚生計画を作成すること。</u></p> <p>(25) <u>事務局等及び県立学校の福利厚生事業の実施及び運営に関すること。</u></p> <p>(26)・(27) 略</p> <p>(28) <u>事務局等及び県立学校の衛生管理委員会に関する事務を処理すること。</u></p> <p>(29) 略</p> <p>(学校教育課長専決事項)</p> <p>第9条 <u>学校教育課長は、次に掲げるものを専決することができる。</u></p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>児童生徒の学力向上に関すること。</u></p> <p>(14)～(17) 略</p> <p>(保健体育課長専決事項)</p> <p>第10条 略</p> <p>(特別支援教育室長専決事項)</p> <p>第10条の2 <u>特別支援教育室長は、特別支援教育に関することを専決することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(室長等専決事項)</p> <p>第11条 室長及び副課長は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(各係長共通専決事項)</p> <p>第13条 係長は、次に掲げるもので課長又は教育事務所長が指定するものについて、専決することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(教育長の代決者)</p> <p>第16条 教育長が決裁すべき事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者がその事務を代決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長及び副教育長がともに不在の場合 当該事務を担当する課長 (副教育長の代決者)</p>	<p>(生徒支援室長専決事項)</p> <p>第10条の3 生徒支援室長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1) 生徒指導に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(2) 学校安全に関する指導及び助言に関すること。</p> <p>(人権・同和教育室長専決事項)</p> <p>第10条の4 人権・同和教育室長は、人権・同和教育に関することを専決することができる。</p> <p>(副課長等専決事項)</p> <p>第11条 副課長は、課長が専決することができる事務のうち課長が定めるものを専決することができる。</p> <p>2 副室長は、室長が専決することができる事務のうち室長が定めるものを専決することができる。</p> <p>(各係長共通専決事項)</p> <p>第13条 係長は、次に掲げるもので課長、室長又は教育事務所長が指定するものについて、専決することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(教育長の代決者)</p> <p>第16条 教育長が決裁すべき事務について、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める者がその事務を代決することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長及び副教育長がともに不在の場合 当該事務を担当する課長又は室長 (副教育長の代決者)</p>

改正前	改正後
<p>第17条 副教育長が決裁すべき事務又は専決することができる事務について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長がその事務を代決することができる。</p> <p>(課長等の代決者)</p> <p>第18条 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長(室に係る事務については、室長)がその事務を代決することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第19条 代決者は、第17条から前条までの規定にかかわらず、代決しようとする事務が次の各号のいずれかに該当するものである場合においては、あらかじめ処理の方針を指示されているもの又は特に急を要するものを除き、代決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>第17条 副教育長が決裁すべき事務又は専決することができる事務について、副教育長が不在のときは、当該事務を担当する課長又は室長がその事務を代決することができる。</p> <p>(課長等の代決者)</p> <p>第18条 課長が専決することができる事務について、課長が不在のときは、副課長がその事務を代決することができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第19条 代決者は、第16条から前条までの規定にかかわらず、代決しようとする事務が次の各号のいずれかに該当するものである場合においては、あらかじめ処理の方針を指示されているもの又は特に急を要するものを除き、代決することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(佐賀県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第4条 佐賀県教育委員会電子署名規程(平成14年佐賀県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 <u>組織規則第2条第1項に規定する課の長</u>をいう。</p> <p>(2)～(12) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課長 <u>佐賀県教育委員会事務局組織規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号。以下「組織規則」という。)</u> 第2条第1項に規定する課の長並びに組織規則第9条第2項に規定する推進監及びリーダーをいう。</p> <p>(2)～(12) 略</p>

改正前	改正後								
<p>(鍵情報等取扱主任)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 鍵情報等取扱主任は、佐賀県教育庁文書規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号)第2条においてその例によつて定められる県文書管理規程第6条に規定する文書主任をもって充てる。</p> <p>(鍵情報等の使用)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 鍵情報等取扱主任は、鍵情報等の使用を承認するときは、次の事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県教育庁文書管理規則第2条においてその例によつて定められる県文書管理規程第34条第1項第2号及び第3号に掲げる文書への該当の有無</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務代行の場合の電子署名)</p> <p>第8条 本庁各課等の長に事故がある場合又は本庁各課等の長が欠けた場合において、当該本庁各課等の長以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該本庁各課等の長の職務を代行するときは、当該本庁各課等の長の電子署名を行うものとする。</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鍵情報等格納媒体の種類</th> <th>鍵情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍵情報等格納媒体の種類</td> <td>鍵情報等</td> </tr> </tbody> </table>	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等	<p>(鍵情報等取扱主任)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 鍵情報等取扱主任は、佐賀県教育委員会事務局文書管理規則(昭和31年佐賀県教育委員会規則第11号)第2条においてその例によつて定められる県文書管理規程第6条に規定する文書主任をもって充てる。</p> <p>(鍵情報等の使用)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 鍵情報等取扱主任は、鍵情報等の使用を承認するときは、次の事項を確認しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 佐賀県教育委員会事務局文書管理規則第2条においてその例によつて定められる県文書管理規程第34条第1項第2号及び第3号に掲げる文書への該当の有無</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(職務代行の場合の電子署名)</p> <p>第8条 本庁各課等及びび室の長に事故がある場合又は本庁各課等及びび室の長が欠けた場合において、当該本庁各課等及びび室の長以外の職員が事務取扱等を命ぜられ、当該本庁各課等及びび室の長の職務を代行するときは、当該本庁各課等及びび室の長の電子署名を行うものとする。</p> <p>別表 (第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>鍵情報等格納媒体の種類</th> <th>鍵情報等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鍵情報等格納媒体の種類</td> <td>鍵情報等</td> </tr> </tbody> </table>	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等	鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等								
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等								
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等								
鍵情報等格納媒体の種類	鍵情報等								

改正前		改正後	
略		略	
課長及び室長の鍵情報等格納媒体	各課長	課長の鍵情報等格納媒体	各課長
略		室長の鍵情報等格納媒体	各室長
		略	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年4月定例教育委員会資料

(令和5年4月25日)

議 事 【公 開】

佐賀県教育委員会

付第1号議案

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する
規則（案）について

このことについて、別紙のとおり定める。

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則（案）の概要

教育委員会 教育振興課

改正の理由

佐賀県立佐賀東高等学校、佐賀県立唐津西高等学校及び佐賀県立鹿島高等学校の学科等改編を行うため。

改正の概要

1 佐賀県立佐賀東高等学校に新たにスポーツ科を設置することとした。また、佐賀県立唐津西高等学校の普通科に地域探究進学コースと学際探究進学コースを、佐賀県立鹿島高等学校の普通科に文理探究進学コースと未来探究進学コースを設置することとした。

(別表関係)

令和5年度の学科構成	
学校名	学科名
佐賀東高等学校	普通科
唐津西高等学校	普通科
鹿島高等学校	普通科



令和6年度の学科構成

学校名	学科名
佐賀東高等学校	普通科 スポーツ科

令和6年度のコース構成

学校名	学科名	コース名
唐津西高等学校	普通科	地域探究進学コース 学際探究進学コース
鹿島高等学校	普通科	文理探究進学コース 未来探究進学コース

2 令和6年4月1日から施行

佐賀県教育委員会規則第 号

佐賀県立学校の課程等に関する規則の一部を改正する規則（案）
 佐賀県立学校の課程等に関する規則（昭和39年佐賀県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）の課程及び学科並びに佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の障害種別、部、科及び学科に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（高等学校の課程、学科及び昼夜間の別）</p> <p>第2条 略</p> <p>（特別支援学校の障害種別、部、科及び学科）</p> <p>第3条 特別支援学校の障害種別、部、科及び学科は、別表第2のとおりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>昼夜間の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県立佐賀東高等学校</td> <td>全日制課程</td> <td>普通科</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>	学校	課程	学科	昼夜間の別	佐賀県立佐賀東高等学校	全日制課程	普通科	昼間	略				<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、佐賀県立高等学校（以下「高等学校」という。）の課程、学科及びコース並びに佐賀県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）の障害種別、部、科及び学科に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（高等学校の課程、学科及び昼夜間の別）</p> <p>第2条 略</p> <p>（高等学校の学科のコース）</p> <p>第3条 別表第2に掲げる高等学校の学科に、同表に掲げるコースを置く。</p> <p>（特別支援学校の障害種別、部、科及び学科）</p> <p>第4条 特別支援学校の障害種別、部、科及び学科は、別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>昼夜間の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県立佐賀東高等学校</td> <td>全日制課程</td> <td>普通科、スポーツ科</td> <td>昼間</td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校</th> <th>課程</th> <th>学科</th> <th>コース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀県立唐津西高</td> <td>全日制課程</td> <td>普通科</td> <td>地域探</td> </tr> </tbody> </table>	学校	課程	学科	昼夜間の別	佐賀県立佐賀東高等学校	全日制課程	普通科、スポーツ科	昼間	略				学校	課程	学科	コース	佐賀県立唐津西高	全日制課程	普通科	地域探
学校	課程	学科	昼夜間の別																														
佐賀県立佐賀東高等学校	全日制課程	普通科	昼間																														
略																																	
学校	課程	学科	昼夜間の別																														
佐賀県立佐賀東高等学校	全日制課程	普通科、スポーツ科	昼間																														
略																																	
学校	課程	学科	コース																														
佐賀県立唐津西高	全日制課程	普通科	地域探																														

改正前	改正後												
<p>略</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1079 507 1124">略</td> <td data-bbox="252 631 507 1079">略</td> <td data-bbox="252 318 507 631">略</td> <td data-bbox="252 197 507 318">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 1079 801 1124">佐賀県立鹿島高等学校</td> <td data-bbox="507 631 801 1079">本校</td> <td data-bbox="507 318 801 631">全日制課程</td> <td data-bbox="507 197 801 318">普通科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="801 1079 842 1124">略</td> <td data-bbox="801 631 842 1079">略</td> <td data-bbox="801 318 842 631">略</td> <td data-bbox="801 197 842 318">略</td> </tr> </table>	略	略	略	略	佐賀県立鹿島高等学校	本校	全日制課程	普通科	略	略	略	略
略	略	略	略										
佐賀県立鹿島高等学校	本校	全日制課程	普通科										
略	略	略	略										
<p>別表第2 (第3条関係)</p> <p>略</p>	<p>別表第3 (第4条関係)</p> <p>略</p>												

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

県立高等学校の学科等改編について

1 目的

県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心を踏まえ、学科等の見直しに取り組むことにより、唯一無二の誇り高い学校づくりを推進し、県内外からの志願者の増加を図るとともに、地域社会に有為な人材を育成・輩出するため。

2 学科等改編の概要

(1) 対象校 佐賀東高校、唐津西高校、鹿島高校

(2) 実施年度 令和6年度（2024年度）～

(3) 改編内容

学校名	改編前	改編後	
	学科名	学科・コース名	
佐賀東高校	普通科	普通科 スポーツ科	—
唐津西高校	普通科	普通科	地域探究進学コース 学際探究進学コース
鹿島高校	普通科	普通科	文理探求進学コース 未来探求進学コース

※1年次は共通のカリキュラムにより授業実施。2年次から学科(コース)毎に分ける。

(4) 主な狙い

①佐賀東高校

＜スポーツ科＞

スポーツで様々な進路を切り拓く教育を実践し、競技者、指導者として貢献できる人材を育成する。

②唐津西高校

＜地域探究進学コース＞

地域課題の解決に向け、唐津をフィールドに自治体、企業、学術研究機関等と連携した課題解決学習を行う。

＜学際探究進学コース＞

自らの興味・関心の対象を学問分野に設定し、大学や短大・研究機関等と連携した課題解決学習を行う。

③鹿島高校

＜文理探求進学コース＞

従来の教科・科目に重点を置いた指導内容で、体系的な学習を通して、幅広い教養を身に付けることを目標とする。

<未来探求進学コース>

協働的・実践的な探求活動を通して、企画立案する能力や議論する能力、自分の考えや理解したことを分かりやすく説明する能力等を育成する。

※令和6年度（2024年度）の佐賀県立高等学校の募集定員については、今年7月の定例教育委員会で決定する予定です。

令和5年4月定例教育委員会資料

(令和5年4月25日)

報告事項

【公開】

佐賀県教育委員会

令和6年度全国高等学校総合体育大会佐賀県実行委員会の設立について

1 設立総会

- (1) 日 時 令和5年4月12日(水) 15時00分～15時40分
※ 設立総会后、第1回総会を開催
- (2) 場 所 グランドはがくれ ハーモニーホール

2 設立目的

令和6年度全国高等学校総合体育大会の佐賀県における競技種目別大会の開催に際し、準備及び運営に当たることを目的とする。

3 事業内容

- 大会開催の総合企画に関すること。
- 大会の運営に関すること。
- 大会開催に必要な競技施設・設備等に関すること。
- 佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校体育連盟、市町、市町教育委員会、(公財)佐賀県スポーツ協会等関係団体との連携に関すること。
- 前各号のほか、大会開催に必要な事項に関すること。

4 構成員

別紙「役員及び委員名簿」のとおり

5 令和5年度の主な事業

区 分	内 容	時期(予定)
総務・企画関係	① 県実行委員会の開催	4月、3月
	② 大会運営予算編成	5月～12月
	③ 大会役員編成	6月～3月
広報・報道関係	① ホームページ運営	5月～3月
	② 総合ポスター配布	5月
	③ 佐賀県高校生活動支援(事業主体:県高体連)	4月～3月
競技関係	① 競技種目別大会実施要項作成	6月～9月
	② 競技会場・練習会場決定	4月～9月
	③ 競技役員・運営役員及び補助員編成(第2次)	4月～8月
宿泊・衛生関係	① 配宿センター設置	7月
	② 宿泊要項(案)作成	6月～9月
	③ 医療救護実施要項作成	7月～12月
交通・防災関係	① 利用交通手段等調査	9月～12月
	② 輸送交通対策要項作成	7月～12月
	③ 防災危機管理対策要項作成	7月～12月

6 令和5年度の事業費

16,151千円(県負担金及び雑収入)

令和6年度全国高等学校総合体育大会 佐賀県実行委員会
役員及び委員名簿

別紙

(敬称略)

1. 会長

No.	氏名	所属団体	役職
1	落合 裕二	佐賀県教育委員会	教育長

2. 副会長

No.	氏名	所属団体	役職
1	牛島 徹	佐賀県高等学校体育連盟	会長
2	野田 亮	佐賀県高等学校長協会	会長

3. 委員

No.	氏名	所属団体	役職
1	松 雪 誉	佐賀県高等学校体育連盟水泳専門部	部長
2	江島 博文	佐賀県高等学校体育連盟バドミントン専門部	部長
3	江口 孝之	佐賀県高等学校体育連盟レスリング専門部	部長
4	溝口 哲也	佐賀県高等学校体育連盟ボクシング専門部	部長
5	深町 俊善	佐賀県高等学校体育連盟フェンシング専門部	部長
6	下村 昌弘	佐賀県高等学校体育連盟少林寺拳法専門部	部長
7	川内 野修	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	常務理事
8	高木 辰巳	一般社団法人佐賀県水泳連盟	会長
9	宮島 治	佐賀県バドミントン協会	会長
10	橋本 和男	佐賀県レスリング協会	会長
11	岩田 和親	佐賀県ボクシング連盟	会長
12	中野 武志	一般社団法人佐賀県フェンシング協会	会長
13	原田 寿雄	佐賀県少林寺拳法連盟会	会長
14	上赤 真澄	佐賀県高等学校文化連盟	会長
15	篠塚 周城	佐賀県私立中学高等学校協会	会長
16	杉崎 士郎	佐賀県市町教育長会連合会	会長
17	有馬 ゆかり	佐賀県小中学校校長会	会長
18	吉田 聖	佐賀県中学校体育連盟	会長
19	野田 美香	佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合	常務理事
20	松永 啓介	一般社団法人佐賀県医師会	会長
21	齋藤 秀子	公益社団法人佐賀県看護協会	副会長
22	佐々木 浩人	株式会社 読売新聞西部本社佐賀支局	支局長
23	楠井 章代	日本放送協会佐賀放送局	局長
24	石黒 孝	株式会社 佐賀新聞社 デジタル報道部	スポーツデスク
25	吉村 俊造	株式会社 サガテレビ	代表取締役社長
26	小川 正則	株式会社 エフエム佐賀	代表取締役社長
27	鶴 光 久	佐賀市国スポ・全障スポ推進部	部長
28	三根 竹久	嬉野市総合戦略推進部	部長
29	古賀 敏正	吉野ヶ里町教育委員会	教育長
30	野田 嘉代子	佐賀県危機管理・報道局	局長
31	中尾 政幸	佐賀県文化・観光局	局長
32	宮原 耕史	佐賀県SAGA2024・SSP推進局	局長
33	實松 尊徳	佐賀県健康福祉部	部長
34	田中 真樹	佐賀県警察本部交通部	部長
35	野口 裕明	佐賀県警察本部警備部	部長

4. 監事

No.	氏名	所属団体	役職
1	内田 祐美	佐賀県教育委員会事務局教育総務課	課長
2	坂田 浩之	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	監事

令和5年度 在外教育施設派遣教員等新規派遣者一覧

学校名	職名	派遣者氏名	年齢	派遣期間	派遣先
佐賀市立本庄小学校	教諭	平田 昌志	33	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	ナイロビ日本人学校 (ケニア)
武雄市立東川登小学校	教諭	吉田 隆明	36	令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	バンドン日本人学校 (インドネシア)

以上 2名 (年齢:R5. 4. 1現在)

令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験を実施します

令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験(令和5年度実施)を、別添実施要項により実施します。実施要項を佐賀県教育委員会のホームページに公表するとともに、5月1日(月曜日)から配布します。

記

1 令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験の試験期日・会場

ア 第一次試験

期日 令和5年7月9日(日曜日)

会場 県立佐賀西高等学校、県立佐賀北高等学校

イ 第二次試験

期日 令和5年8月19日(土曜日)～22日(火曜日)

会場 県立致遠館高等学校、県立佐賀商業高等学校

ウ スポーツ・芸術特別選考の期日及び会場は、志願者のうち、書類選考通過者に別途通知します。

エ さがUJI ターン現職特別選考の試験期日及び会場については、実施要項で確認してください。

※ 令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験・秋選考については、ホームページで概要版のみ公表します。実施要項公表は、8月の予定です。

2 令和6年度佐賀県公立学校教員採用選考試験の概要

(1) 採用予定者数及び試験実施教科

試験区分		試験実施教科(科目)及び教科別採用予定者数						
小学校教諭等		—					180名程度 (前年度 190 名程度)	
中学校教諭等		国語	18 名程度	音楽	2 名程度		105名程度 (前年度 95 名程度)	
		社会	15 名程度	美術	4 名程度			
		数学	16 名程度	保健体育	14 名程度			
		理科	14 名程度	技術	2 名程度			
		英語	15 名程度	家庭	5 名程度			
高等学校教諭等		国語	3 名程度	芸術	音楽	1 名程度	34名程度 (前年度 33 名程度)	
		地理 歴史	日本史		1 名程度	美術		1 名程度
			世界史		1 名程度	書道		1 名程度
			地理		1 名程度	家庭		1 名程度
		数学	3 名程度	農業	農業	3 名程度		
		理科	物理	1 名程度	情報			1 名程度
			化学	1 名程度	工業	機械		3 名程度
			生物	1 名程度		電気		3 名程度
		英語	3 名程度	建築		1 名程度		
				保健体育	2 名程度			土木
				商業	1 名程度			
特別 支援 学校 教諭 等	小学部	—					36名程度 (前年度 36 名程度)	
	中学部	教科は問わない						
	高等部	教科(科目)は問わない						
養護教諭等		—					10名程度 (前年度 13 名程度)	

※ 下線部は新規の実施教科(科目)

※ 特別支援学校教諭等は、教科(科目)を問わず出願できます。

(2) 選考試験実施要項等の配布

ア 配布期間

令和5年5月1日(月曜日)～5月31日(水曜日)

イ 配布場所

佐賀県教育委員会事務局教職員課	佐賀市城内1-1-59 県庁旧館2F (TEL0952-25-7212)
行政の窓口	佐賀市城内1-1-59 県庁新館1F (TEL0952-25-7010)
東部教育事務所	佐賀市八丁畷町8-1 総合庁舎4F (TEL0952-30-7218)
西部教育事務所	武雄市武雄町昭和265 総合庁舎2F (TEL0954-23-3125)
西部教育事務所北部支所	唐津市二夕子3-1-5 総合庁舎1F (TEL0955-73-1331)
佐賀県首都圏事務所	千代田区平河町2-6-3 都道府県会館11F (TEL03-5212-9073)
佐賀県関西・中京事務所	大阪市北区梅田1-3-1-900 大阪駅前第一ビル9F (TEL06-6344-8031)

- ※ 土曜日、日曜日の配布は、行政の窓口のみで行います。
- ※ 各大学の事務室等にも送付しておりますので、御確認ください。
- ※ 郵便で請求する場合は、宛先を明記し、140円切手を貼った角2封筒を同封してください。
- ※ 請求先 〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
佐賀県教育委員会事務局 教職員課
小中学校人事担当又は県立学校人事担当

ウ その他

スポーツ・芸術特別選考の選考試験実施要項及び申込書等の配布については、次のとおりです。

【配布期間】 令和5年5月10日(水曜日)～5月16日(火曜日)
の平日

【配布場所】 県教育委員会事務局 教職員課(県庁旧館2階)

(3) 受験申込みの受付

ア 受験申込みの手続き

原則、電子申請(佐賀県電子申請サービス)でのみ受け付けます。

- ※ 特別な事情により、電子申請ができない場合は、教職員課へお問い合わせください。
- ※ スポーツ・芸術特別選考は、必要書類を郵送又は教職員課へ直接持参してください。

[問い合わせ・受付場所]

〒840-8570 佐賀市城内1丁目1番59号
県教育委員会事務局教職員課(県庁旧館2階)
電話0952-25-7212

イ 受付期間

令和5年5月10日(水曜日)～5月31日(水曜日)午後5時まで
※ スポーツ・芸術特別選考は、5月16日(火曜日)午後5時まで
(郵送の場合は、締切日当日の消印有効)

3 今回(令和6年度選考試験)の主な変更点(【 】は対象となる試験区分)

1 特色ある特別選考試験の拡大

(1) さがUJIターン現職特別選考を拡大

即戦力となる優秀な人材を確保するために、令和4年度から実施している「さがUJIターン現職特別選考」を【中学校教諭等】へ拡大します。小・中学校・義務教育学校の現職教員で、佐賀県に移住(U・J・Iターン)を考えている教職員に対して選考を実施します。現職教員であることから、面接のみの実施とするほか、東京会場でも開催を予定しています。

(2) 社会人特別選考を拡大

社会人特別選考の対象を高等学校教諭等(工業)に加え、【中学校教諭等】の一部教科にも拡大します。

社会人特別選考は、民間企業等(教職以外)において、一つの職場で正社員又は正規職員として3年以上の勤務経験がある者で、佐賀県の特別免許状の授与要件を満たすものを対象とします。当該教科の普通免許状の取得又は取得見込みがなくても出願することができます。また、一次試験における一般・教職教養の試験を免除します。

2 秋選考試験でも「さがUJIターン現職特別選考」を実施

【小学校教諭等】において、令和4年度より実施している秋選考試験を引き続き実施します。11月中旬に実施する、秋の採用選考の時期にも「さがUJIターン現職特別選考」を行います。

現職教員であることから、一次試験は書類選考とし、面接のみの実施とします。また、【中学校教諭等】でも実施します。(11月は、佐賀会場のみ)

令和5年度佐賀県立高等学校・中学校入学者数

1 県立高等学校課程別入学者数 (人)

課 程	項 目	令和5年度	令和4年度	前年度との比較
全日制	募集定員	5,840	5,760	80
	入学者数	5,514	5,451	63
定時制	募集定員	280	280	0
	入学者数	39	40	-1

2 県立中学校入学者数 (人)

項 目	令和5年度	令和4年度
募 集 定 員	480	480
入 学 者 数	480	480

※ 募集定員の変更

学 校 名	学 科 名	令和5年度 募集定員	令和4年度 募集定員
佐賀東高等学校	普通科	240	200
鳥栖工業高等学校	機械科	80	80
	電子機械科	80	40
	電気科	40	40
	建築科	40	40
	土木科	40	40

令和5年度佐賀県立高等学校・中学校入学者数

(1) 全日制課程

(人)

番号	高等学校名	学科名	募集定員		入学者数	
			学科別	学校別	学科別	学校別
1	鳥 栖	普通科	240	240	240	240
2	三養基	普通科	200	200	200	200
3	神 埼	普通科	120	120	114	114
4	佐賀東	普通科	240	240	166	166
5	佐賀西	普通科	280	280	280	280
6	佐賀北	普通科	240	280	240	279
		芸術科	40		39	
7	致遠館	普通科	120	240	120	240
		理数科	120		120	
8	小 城	普通科	200	200	200	200
9	唐津東	普通科	240	240	240	240
10	唐津西	普通科	160	160	160	160
11	巖 木	普通科（西部学区枠）	40	80	36	77
		普通科（全県募集枠）	40		41	
12	伊万里	普通科	200	200	187	187
13	武 雄	普通科	240	240	236	236
14	白 石	普通科	120	200	118	185
		商業科	40		67	
		情報ビジネス科	40			
15	鹿 島	普通科	160	240	160	240
		商業科	40		40	
		食品調理科	40		40	
16	太 良	普通科（西部学区枠）	40	80	37	71
		普通科（全県募集枠）	40		34	
17	牛 津	生活経営科	40	120	28	85
		服飾デザイン科	40		23	
		食品調理科	40		34	
18	高志館	園芸科学科	40	120	40	95
		環境緑地科	40		35	
		食品流通科	40		20	
19	唐津南	生産技術科	40	120	39	118
		食品流通科	40		39	
		生活教養科	40		40	
20	伊万里実業	生物科学科	40	200	40	179
		森林環境科	40		25	
		フードビジネス科	40		40	
		商業科	40		40	
		情報処理科	40		34	
21	佐賀農業	農業科学科	40	120	40	120
		食品科学科	40		40	
		環境工学科	40		40	
22	鳥栖工業	機械科	80	280	78	231
		電子機械科	80		65	
		電気科	40		24	
		建築科	40		40	
		土木科	40		24	

番号	高等学校名	学科名	募集定員		入学者数	
			学科別	学校別	学科別	学校別
23	佐賀工業	機械科	40	240	40	239
		機械システム科	40		40	
		電気科	40		40	
		電子科	40		39	
		情報システム科	40		40	
		建築科	40		40	
24	唐津工業	機械科	40	160	40	159
		電気科	40		40	
		建築科	40		39	
		土木科	40		40	
25	有田工業	機械科	40	160	40	157
		電気科	40		37	
		セラミック科	40		40	
		デザイン科	40		40	
26	嬉野	機械科	40	160	40	138
		電気科、建築科	40		39	
		総合学科	80		59	
27	鳥栖商業	商業科	80	160	120	160
		流通経済科	40		40	
		情報管理科	40			
28	佐賀商業	商業科	160	240	200	240
		グローバルビジネス科	40		40	
		情報処理科	40			
29	唐津商業	商業科	120	160	156	156
		会計科	40			
30	神埼清明	総合学科	160	160	160	160
31	多久	総合学科	120	120	114	114
32	唐津青翔	総合学科	80	80	48	48
合 計			5,840	5,840	5,514	5,514

(2) 定時制課程

(人)

番号	高等学校名	学科名	募集定員		入学者数	
			学科別	学校別	学科別	学校別
1	鳥栖工業	普通科	40	80	4	11
		機械科、電気科	40		7	
2	佐賀工業	機械科、電気科	40	40	2	2
3	有田工業	セラミック科、デザイン科	40	40	13	13
4	佐賀商業	総合文化科	40	40	7	7
5	唐津商業	商業科	40	40	4	4
6	伊万里実業	商業科	40	40	2	2
合 計			280	280	39	39

(3) 県立中学校

(人)

番号	中学校名	募集定員	入学者数
1	香楠	120	120
2	致遠館	120	120
3	唐津東	120	120
4	武雄青陵	120	120
合 計		480	480

令和6年度佐賀県立高等学校入学者選抜実施日程

1 特別選抜（全日制）

- 出願期間 令和6年1月30日（火）～令和6年1月31日（水）
- 学力検査等 令和6年2月6日（火）
- 合格者発表 令和6年2月13日（火）

2 一般選抜（全日制及び定時制）

- 出願期間 令和6年2月19日（月）～令和6年2月20日（火）
- 志願変更願 令和6年2月26日（月）～令和6年2月27日（火）
- 志願変更届 令和6年2月28日（水）
- 学力検査等 令和6年3月5日（火）～令和6年3月6日（水）
- 追検査等 令和6年3月11日（月）
- 合格者発表 令和6年3月13日（水）

3 佐賀北高等学校通信制

- 前期出願期間 令和6年2月29日（木）～令和6年3月14日（木）
- 出願の特例 令和6年3月22日（金）まで
- 前期合格者発表 令和6年3月26日（火）
- 後期出願期間 令和6年8月21日（水）～令和6年8月28日（水）
- 後期合格者発表 令和6年9月10日（火）

※ 県教育委員会が再募集を行うことが必要であると認めたときは、以下の日程で実施します。

- 出願期間 令和6年3月14日（木）～令和6年3月15日（金）
- 面接等 令和6年3月19日（火）
- 合格者発表 令和6年3月21日（木）

令和6年度佐賀県立中学校入学者選抜実施日程（案）

- | | | |
|---|-------|-----------------------|
| 1 | 出願期間 | 令和5年12月5日（火）～12月7日（木） |
| 2 | 適性検査等 | 令和6年1月13日（土） |
| 3 | 追検査等 | 令和6年1月20日（土） |
| 4 | 合格者発表 | 令和6年1月24日（水） |

（参考 令和5年度佐賀県立中学校入学者選抜日程）

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 出願期間 | 令和4年12月6日（火）～12月8日（木） |
| 2 | 適性検査等 | 令和5年1月14日（土） |
| 3 | 合格者の発表 | 令和5年1月25日（水） |
| 4 | 追検査等 | 令和5年1月28日（土） |
| 5 | 合格者二次発表 | 令和5年1月31日（火） |

令和4年度 全国高校選抜大会等（スポーツ） 上位入賞（3位以上）一覽

（高校）

報告会日時：令和5年4月20日（木）

競技	日程	開催地	大会名	種別等	成績	選手・学校	備考
新体操	3.23（木）～3.24（金）	静岡 草薙総合運動場体育館	第38回全国高等学校新体操選抜大会	男子団体	優勝	神埼清明高等学校	3連覇
ソフトボール	3.18（土）～3.21（火）	鹿児島 高栄リース桜島グラウンド	第41回全国高等学校女子ソフトボール選抜大会	女子	2位	佐賀女子短期大学付属佐賀女子高等学校	
なぎなた	3.25（土）～3.26（日）	兵庫 伊丹市立伊丹スポーツセンター体育館	第18回全国高等学校なぎなた選抜大会	女子団体	3位	佐賀東高等学校	
				女子団体	3位	牛津高等学校	
レスリング	3.27（月）～3.29（水）	新潟 新潟市東総合スポーツセンター	令和4年度風間杯第66回全国高等学校選抜レスリング大会	男子92kg級	優勝	南木 元起	2連覇
				男子60kg級	3位	伊藤 海里	
				男子71kg級	3位	三浦 修矢	
剣道	3.26（日）～3.28（火）	愛知 春日井市総合体育館	第32回全国高等学校剣道選抜大会	男子団体	3位	三養基高等学校	
柔道	3.20（月）～3.21（火）	東京 日本武道館	第45回全国高等学校柔道選手権大会	女子無差別級	優勝	中野 弥花	佐賀商業高等学校
				女子63kg級	優勝	清水 優陸	佐賀商業高等学校
				男子66kg級	3位	久保 龍之介	佐賀北高等学校
ライフル射撃	3.24（金）～3.26（日）	福井 福井県ライフル射撃場	2022年度第42回全国高等学校ライフル射撃競技選抜大会	ピームライフル	2位	野田 朋花	佐賀学園高等学校
				ピームピストル	3位	石井 天菜	飛鳥未来学園
ボクシング	3.21（火）～3.24（金）	鹿児島 阿久根市総合体育館	第34回全国高等学校ボクシング選抜大会兼JOCジュニアオリンピックカップボクシング大会	女子ライトフライ級	2位	太田 彩陸	高志館高等学校
バドミントン	3.25（土）～3.28（火）	岩手 花巻市総合体育館	第51回全国高等学校選抜バドミントン大会	女子シングルス	3位	今泉 明日香	佐賀女子短期大学付属佐賀女子高等学校

（中学校）

カヌー	3.23（木）～3.26（日）	香川 府中湖カヌーレガッタ競技場	2023カヌー・スプリント海外派遣選手権大会兼第33回府中湖カヌーレガッタ	カヌーディアンシング クル1000m	3位	峯 佳生	三田川中学校	神高連学
レスリング	2.17（金）～2.19（日）	スウェーデン	クリッパンレディーズオープン2023	U-17女子61kg級	優勝	小柴 ゆり	鳥栖中学校	鳥工連学
	3.18（土）	茨城 リリーアーナーナMITO	2023 UI5レスリングアジア選手権大会日本代表選考会	男子68kg級	優勝	藤瀬 夏唯	鳥栖中学校	
ボクシング	3.24（金）～26（日）	鹿児島 阿久根市総合運動公園体育館	第2回全日本U17レスリング大会 兼 全日本U15座決定戦出場権争奪戦	男子57kg級	優勝	秋山 一真	城北中学校	
				男子36kg級	優勝	川野 琉夏	金泉中学校	
ソフトテニス	3.27（月）～3.28（火）	三重 伊勢市常盤球場	第34回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会	女子42kg級	2位	大坪 琴音	大和中学校	
水泳	3.27（月）～3.30（木）	東京 東京都国際水泳場	第45回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会	男子100m平泳ぎ	2位	渋谷 基成	小城中学校	
				男子200m平泳ぎ	3位	野中 龍生	金泉中学校	

令和5年4月定例教育委員会
事務局報告事項 保健体育課

